

「【別紙】著作権に関する同意及び有償提供に関する報告」に関する補足

国土地理院では、測量法の目的である重複の排除に資するべく、測量法に基づき公共測量の測量成果及び測量記録（以下「測量成果・記録」という。）の写しについて、閲覧に供するとともに交付・提供を行っています。

「【別紙】著作権に関する同意及び有償提供に関する報告」は、昨今の社会動向を踏まえ、国土地理院が交付・提供する測量成果・記録を国民の皆様により安心してお使いいただくために、権利関係について様式化したものであり、測量成果・記録の取扱いに関する考え方について、従前から何ら変更するものではありません。

--- 以下、様式の記入要領及び記入内容を受けた国土地理院の対処（枠囲み） ---

- 測量法第 42 条第 1 項に基づいて閲覧に供するため国土地理院及び国土地理院が指定する者が行う一切の行為のうち、オンラインで閲覧させる行為について、著作権（著作者人格権を含む）を行使しません。

注）測量業務の受注者（測量作業機関）から発注者（測量計画機関）への著作権の譲渡がされていない場合（発注仕様書等に譲渡に関する記載が無く、著作権の所在が不明な場合も含む）は、この項目にチェックを入れないでください。

同意の場合 → （チェックを入れてください）

国土地理院が運用するオンラインによる閲覧サービス（基準点成果等閲覧サービス等）での閲覧の対象となり、スムーズに活用されます。

不同意の場合 → （チェックを入れないでください）

※併せて【著作権を行使する測量成果・記録のリスト】を様式内に記載してください。

【著作権を行使する測量成果・記録のリスト】に記載された測量成果・記録については、国土地理院が運用するオンラインによる閲覧サービス（基準点成果等閲覧サービス等）での閲覧の対象外となります。当該測量成果・記録のインターネットにおける閲覧に関する問合せが利用者から国土地理院にあっても対応はできませんのでご了承ください。

なお、【著作権を行使する測量成果・記録のリスト】に記載されていない測量成果・記録については、上記「同意の場合」と同様に取り扱うこととなります。

また、不同意の場合でも、測量法第 42 条第 1 項の規定により国土地理院には測量成果・記録を閲覧させる義務があるため、国土地理院の窓口に来訪した利用者に対しては、対面による閲覧を実施します。

- 測量法第 42 条第 2 項に基づく請求に応じて行う書面交付・デジタルデータ提供のための国土地理院及び国土地理院が指定する者が行う一切の行為について、著作権（著作者人格権を含む）を行使しません。

注）測量業務の受注者（測量作業機関）から発注者（測量計画機関）への著作権の譲渡がされていない場合（発注仕様書等に譲渡に関する記載が無く、著作権の所在が不明な場合も含む）は、この項目にチェックを入れないでください。

同意の場合 → （チェックを入れてください）

国土地理院による交付・提供の対象となり、公共測量に使用する測量成果・記録としてスムーズに活用されます^{*1}。

*1：次の質問において有償提供していない場合に限る。有償提供している場合は交付・提供の対象外。

不同意の場合 → （チェックを入れないでください）

※併せて【著作権を行使する測量成果・記録のリスト】を様式内に記載してください。

【著作権を行使する測量成果・記録のリスト】に記載された測量成果・記録については、国土地理院による交付・提供の対象外となります。当該測量成果・記録の書面交付・デジタルデータ提供に関する問合せが利用者から国土地理院にあっても対応はできませんのでご了承ください。

【著作権を行使する測量成果・記録のリスト】に記載されていない測量成果・記録については、上記「同意の場合」と同様に取り扱うこととなります。

- 測量成果・記録の写しについて、原本等を測量計画機関自ら又は請負契約等により有償で提供していません。

有償提供していない場合 → （チェックを入れてください）

国土地理院による交付・提供の対象となります^{*2}。

*2：前の質問において同意している場合に限る。不同意の場合は交付・提供の対象外。

有償提供している場合 → （チェックを入れないでください）

※併せて【有償提供している測量成果・記録のリスト】を様式内に記載してください。

測量計画機関自ら又は請負契約等により有償提供している測量成果・記録について、国土地理院による交付・提供の対象外となります。当該成果の有償提供に関する問合せが利用者から国土地理院にあっても対応はできませんのでご了承ください。